

仙台市地域防災計画の修正について（新たな防災気象情報への対応）

1. 経緯

国においてシンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向けて各種検討が行われ、令和8年5月29日より新たな防災気象情報の運用が開始となることから、これに伴い改定された「避難情報に関するガイドライン」の内容も踏まえ、地域防災計画に所要の見直しを行う。

2. 計画の主な修正事項

- 計画中に記載の防災気象情報の名称変更

例：「土砂災害警戒情報」→「レベル4 土砂災害危険警報」等

- 庁内の配備体制及び避難所担当職員等の派遣に係る基準等についての名称変更
- 内水氾濫への対応として職員の警戒配備基準に「市内にレベル4 大雨危険警報が発表されたとき」等を追加

3. 修正及び周知方法

仙台市防災会議規程第6条に基づく会長（市長）の専決処分により修正を行い、次回防災会議において報告する。また、本修正による地域防災計画は印刷・製本の上、周知を行う。

4. 今後のスケジュール

令和8年5月上旬

会長専決による修正

令和8年5月29日

新たな防災気象情報の運用開始